

○佐久市社会教育委員条例

平成17年4月1日条例第201号

佐久市社会教育委員条例
(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、佐久市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第2条 委員の定数は、10人とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解嘱）

第4条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○佐久市社会教育委員会議運営規則

平成17年4月1日教育委員会規則第22号

佐久市社会教育委員会議運営規則
(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市社会教育委員条例（平成17年佐久市条例第201号）に基づく社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 会議に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
（委員長及び副委員長の任期）

第3条 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議の招集）

第5条 会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

第6条 委員長及び副委員長がともに欠けたときは、第4条の規定にかかわらず、佐久市教育長が会議を招集する。

（会議の定足数及び議決）

第7条 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数の同意によりこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。